

大阪府歯科技工士会中央南支部学術講演会

2020・9・27（日）

『 補綴修復治療における歯科技工士の役割 』

～デジタル時代だからこそ必要な技術・知識～

主任歯科技工士 藤本 光治（ふじもと みつじ）

歯科技工士 嶋田 圭佑（しまだ けいすけ）

補綴治療を成功に導く上で歯科技工士にとっても不可欠なことは、治療ゴールのイメージを歯科医師と共有することです。我々、歯科技工士は補綴チームの一員として審美的調和のみならず機能的調和・生物学的調和をトータルで達成すべく技術的研鑽と知識の修得につとめ補綴治療の成功に貢献しなければなりません。

今後、歯科医療界にますますデジタルテクノロジーの進化、発展によりさらにその波は加速すると思われませんが歯科治療の本質は変わりません。そしてそのような時代になればなるほど『物作り』ではなく補綴治療の目的・概念を理解し歯科技工を行うことが大切です。

本日はデジタルへの対応も含め、どのように学びどのように考えれば補綴治療を成功に導けるのか？をテーマに“実践的”に知識と技術を臨床に落とし込み治療結果に反映した症例を通して皆様に臨床体感をしていただきたいと思います。またこれからの時代を担う若手技工士の正しい学び方と実践についてもお話しさせていただきます。

歯科技工士の働き方改革

山下茂子

2018年6月29日、参院本議会で「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱とする「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。これに伴い労働基準法、労働安全衛生法等主要な労働関係法8つの法律が改正され、平成31年4月から順次施行されます。労働時間の上限規制（時間外労働の上限が月45時間、年360時間）や有給休暇の取得義務化（年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、必ず年に5日以上の有給休暇を取得させる）など、我々歯科技工士にとって大事な法律改正です。

今回のセミナーでは、法律改正された内容説明を中心に、日本歯科技工士会が学生さんに配布しております冊子、「労働条件は確認しなければなりません！」のご紹介も行いたいと思います。今後の歯科技工業界にとって重要な内容です。皆様のご参加をお待ちしております。